

## 燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘における類型指定について

## 1. 燧灘北西部における特別域の類型指定について

## (1) 産卵場・生育場として好適な水域の状況

燧灘北西部では、水域の状況を踏まえ、全域を水生生物の生息する水域として類型指定することが適当であると考えられる。

そのうち、底質、干潟、藻場、浅場等の状況、主要魚介類の生態特性及び漁場分布、魚卵・幼稚仔の分布等を勘案すると、干潟、藻場、浅場を中心とした以下の水域が水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域であると考えられる。（図 1. 1）

## ● 芸予諸島周辺の浅場

以下の主要魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

【産卵場】スズキ、マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ、クルマエビ、ガザミ、アサリ、サザエ

【生育場】スズキ、マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ、マダイ、クルマエビ、ガザミ、アサリ、サザエ

## (2) 類型指定案

上記の水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域を特別域（海域生物特A類型として指定する水域）とすると図 1. 2(1) となり、沿岸部、島嶼部周辺に藻場、干潟が点在することから、水域の一部に海域生物特A類型が飛び地として存在する。また、大三島の北部には、特別域でない水域についても飛び地が存在する。

水域を細分して類型指定することは実際の水質管理上に混乱を生じるおそれがあるため、類型指定された水域が、複雑な形状とならないよう、点在する特別域の周辺水域を含めた水域を、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域とし、海域生物特A類型として一括して指定することとする。また、その他の水域を海域生物A類型として一括して指定することとする。結果は図 1. 2(2) に示すとおりである。



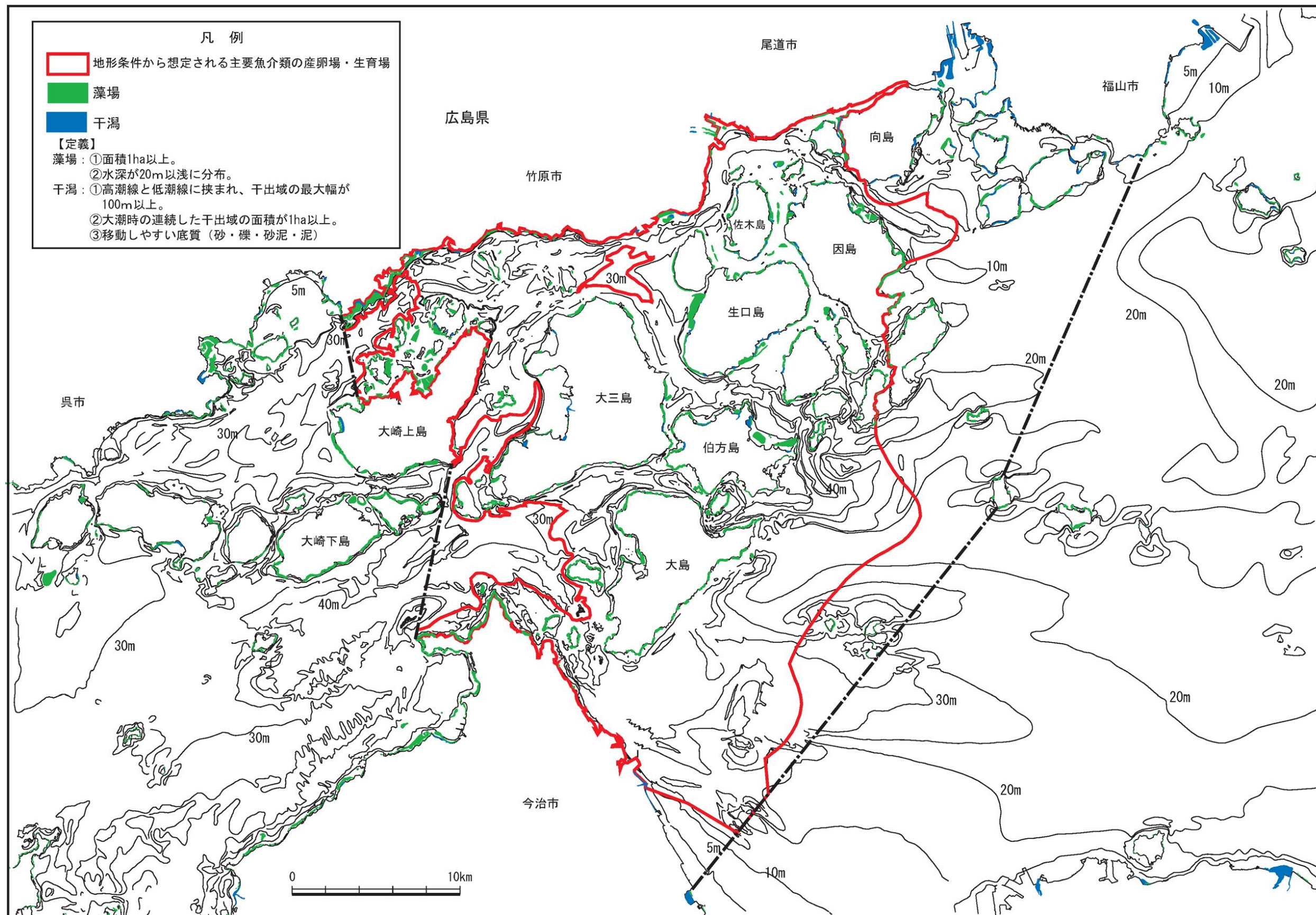


図 1.1 燧灘北西部における水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として好適な水域



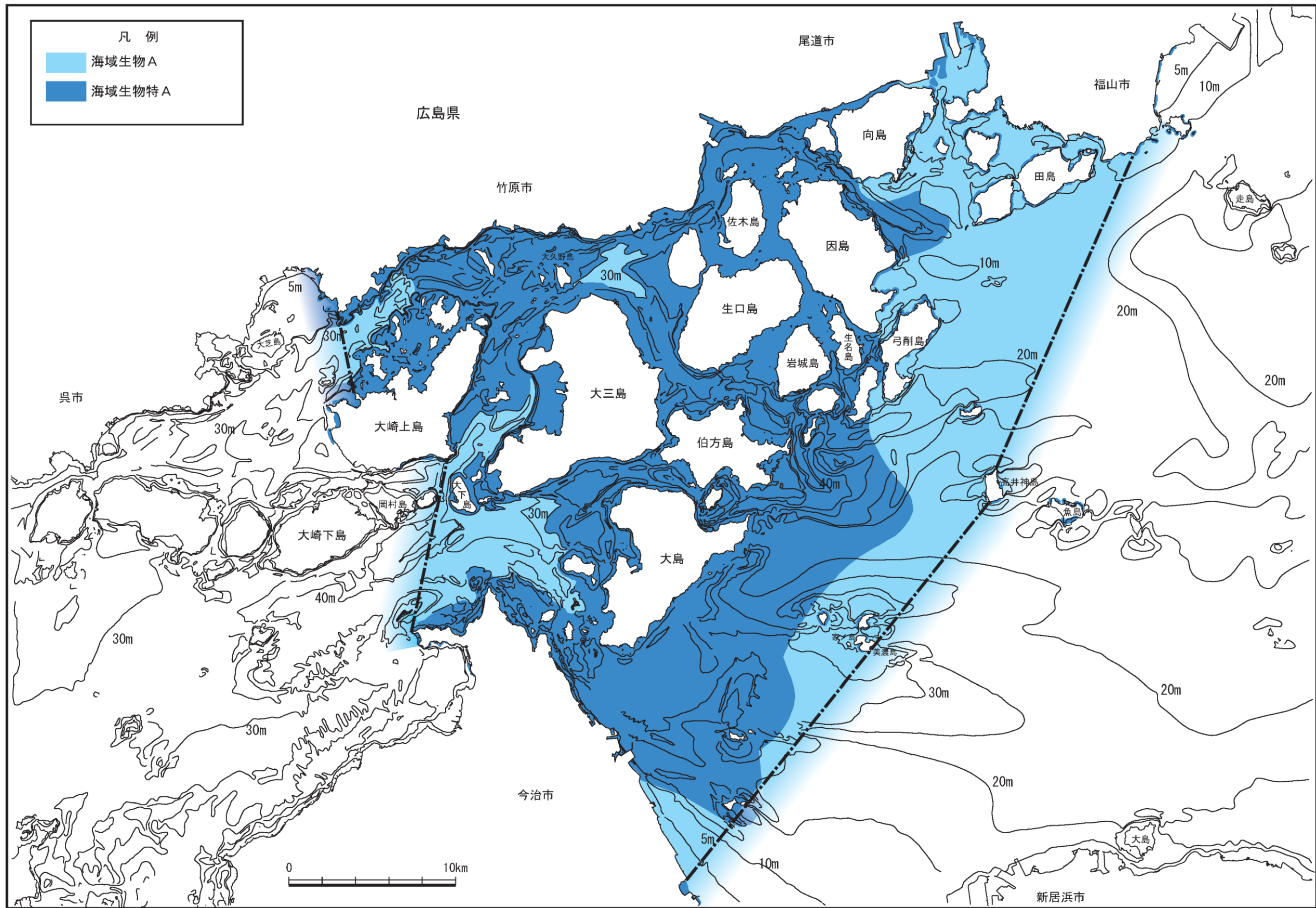


図 1.2(1) 図 1.1 の水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として好適な水域を特別域とした図



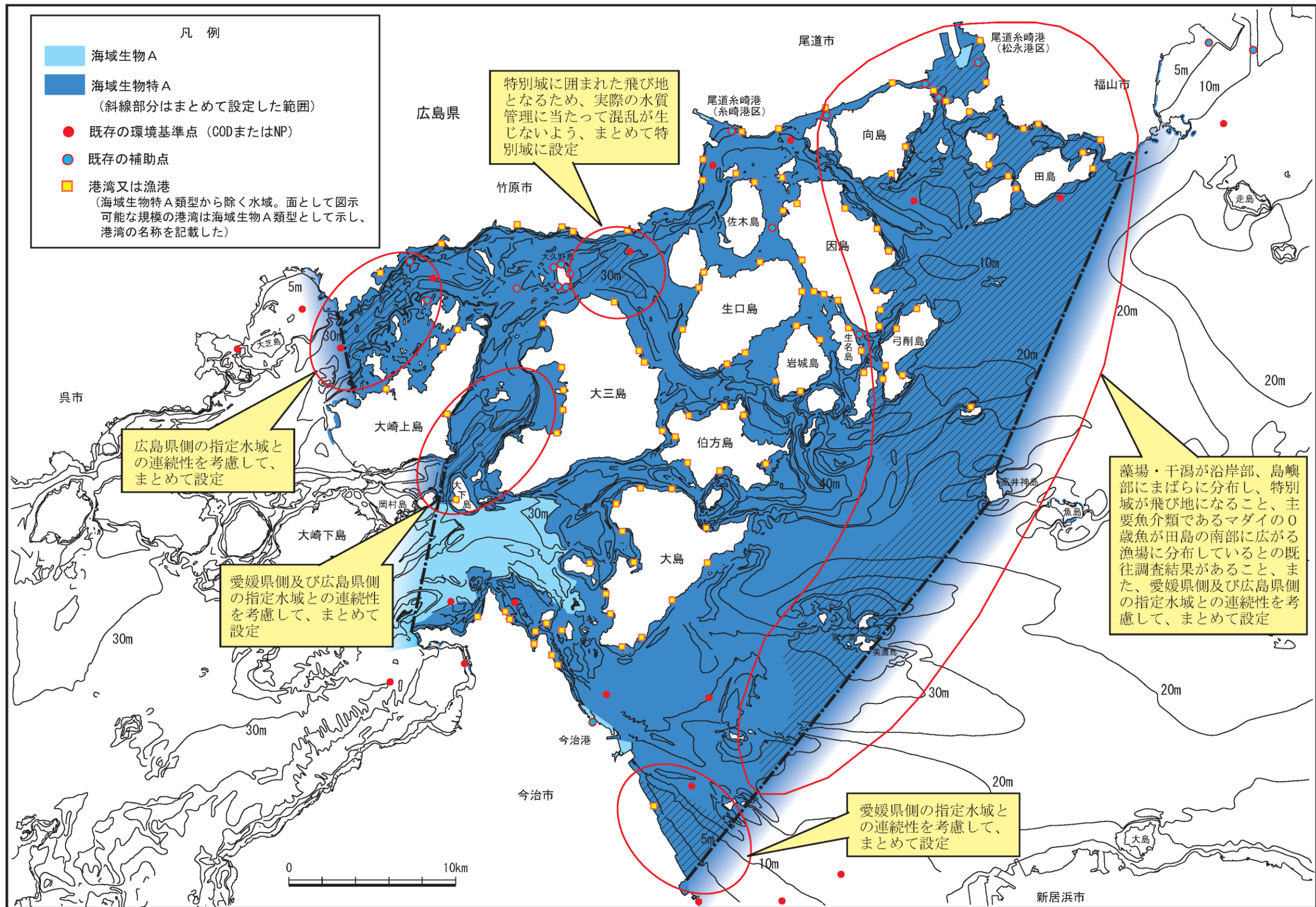


図 1.2 (2) 瀬灘北西部における海域生物A、海域生物特A類型の類型指定 (案)

